

## 剰 余 金 処 分 案

(令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日)

			円
I	当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)		
	1 当期純利益金額	× ×	
	(又は当期純損失金額)	(Δ × ×)	
	2 前期繰越剰余金	× ×	
	(又は前期繰越損失金)	(Δ × ×)	
	3 過年度税効果調整額	<u>× ×</u>	× × ×
II	組合積立金取崩額		
	1 特別積立金取崩額	× ×	× × ×
III	剰余金処分額		
	1 利益準備金	× ×	
	2 就労創出等積立金	× ×	
	3 教育繰越金	× ×	
	4 組合積立金		
	特別積立金	× ×	
	〇〇周年記念事業積立金	× ×	
	役員退職給与積立金	<u>× ×</u>	× × ×
	5 従事分量配当金(組合)	× ×	
	6 利用分量配当金(連合会)		
	〇〇事業配当金	<u>× ×</u>	<u>× × ×</u>
IV	次期繰越剰余金		<u>× × ×</u>

(作成上の留意事項)

・利益準備金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額(繰越損失がある場合にはこれを填補した後の金額)をもとに計上すること。